

京都市告示第475号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和3年12月17日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人みのり会 おかや ま在宅クリニック	中京区少将井町245番地1藤和シティ スクエア烏丸丸太町201号	令和3年11月1 日
医療法人ひかり会 とみえ クリニック	下京区七条御所ノ内本町89番地1クリ ニックモール西大路1階	令和3年10月1 日
あおばクリニック京都四条 河原町院	下京区四条通河原町北東角コトクロス阪急 河原町7階	令和3年11月2 日
医療法人バイマニユアル 大内雅之アイクリニック	南区西九条大国町9番地1	令和3年11月1 日
漢方心療内科 藤井医院	左京区下鴨東本町25ワールドダック40 3	令和3年11月1 日
ココカラファイン薬局 東 洞院店	中京区東洞院通錦小路下る阪東屋町666 番地1階	令和3年12月1 日
薬局ダックス伏見新堀川店	伏見区竹田藁屋町34番地	令和3年11月1 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)